○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号及び百九十二号　新居浜市大生院字喜来四一六番六から同市大生院字喜来四五一番二まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二　供用開始の期日　平成三十年三月二十四日

○四国地方整備局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　十一号及び百九十二号　新居浜市大生院字喜来四一六番六から同市大生院字喜来四五一番二まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十四号及び五十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
諫早市小船越町五五〇番から同市小船越町三二二九番一まで	前	三六・三四～四二・七八メートル　〇・一五九キロメートル
	後	三六・三四～四七・七八メートル　〇・一五九キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

九州地方整備局長　増田　博行

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十四号及び五十七号　諫早市小船越町五五〇番から同市小船越町三二二九番一まで　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

二　百一号　飯塚市立岩字福本九一二番一から同市立岩字歩渡一〇一一番三まで　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
霧島市隼人町真孝字中島二〇七五番一九から同市隼人町真孝字西浜田二六三〇番六まで	前	二二・六一～四一・二六メートル　〇・〇二〇キロメートル
	後	二二・六一～二七・七〇メートル　〇・〇二〇キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

九州地方整備局長　増田　博行

十　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

号　霧島市隼人町真孝字中道一二五四番一から同市隼人町真孝字西浜田二六三〇番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十三日

○九州地方整備局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字二ノ原四一九九番から同町大字白壁字二ノ原四二〇一番三まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

飯塚市立岩字福本九一六番一地内　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所